東近江市●●地区地籍調査推進委員会設置規約

作成例

（目的）

第１条　東近江市●●地区において、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査事業の円滑な推進を図るため、設置する●●地区地籍調査推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は、●●自治会において、予め選定した委員●●名（以内）で組織する。

２　委員会は、東近江市地籍調査部局と相互連携し、地籍調査の円滑な推進に努めるものとする。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、地籍調査実施の準備時から調査成果を登記所に送付するまでの期間とする。

（委員長等）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（委員会の所掌事務）

第６条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地籍調査事業の推進及び啓発に関すること。

(2) 地籍調査に関する資料の点検及び確認に関すること。

(3) 市と土地所有者の連絡調整に関すること。

(4) 集落内取決め事項の調整に関すること。

(5) 官民境界及び民民境界の立会い並びに境界確認に関すること。

(6) 地籍調査成果の閲覧の立会いに関すること。

(7) 境界紛争に係る仲介、その他紛争の円満解決に関すること。

(8) その他地籍調査の実施に関すること。

（秘密保持）

第７条　推進委員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又はその秘密を不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第８条　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

　　　附　則

　この規約は、令和●●年●●月●●日から施行する。